

令和6年第2回
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

令和6年第2回教育委員会定例会議事日程

令和6年2月28日（水）
午後5時45分 開会
多賀城市役所3階 議会図書室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告
事務事業等の報告

日程第4 議 事

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 臨時代理事務 報告第2号 | 臨時代理の報告について（令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第8号）に対する意見） |
| (2) 臨時代理事務 報告第3号 | 臨時代理の報告について（令和6年度多賀城市一般会計予算に対する意見） |
| (3) 臨時代理事務 報告第4号 | 臨時代理の報告について（議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見（令和5年度山王小学校校舎増築工事）） |
| (4) 議案第3号 | 多賀城市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について |

日程第5 その他

諸 般 の 報 告

令和6年第1回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

■教育総務課関係

1月30日、「二市三町教育長会議」が松島町役場で開催され、教育長が出席しました。

2月7日、「令和5年度多賀城市教育功績者等表彰式」を市役所で開催し、個人36名と7団体の方々に表彰状を授与しました。

同日、「仙台管内教育委員会教育長会議」が仙台合同庁舎で開催され、教育長が出席しました。

2月6日から3月7日まで31日間の会期日程で、「令和6年第1回多賀城市議会定例会」が開催されています。教育委員会関係の議案では、本日、臨時代理事務報告をいたします、「工事請負変更契約の締結について（令和5年度山王小学校校舎増築工事）」、「令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第8号）」及び「令和6年度多賀城市一般会計予算」について、本会議及び予算特別委員会で審議されています。

一般質問は、2月16日及び19日に行われ、教育委員会関係は2名から2件の質問が通告されました。回答要旨は別紙のとおりです。

2月8日、「令和5年度仙台管内教育委員会協議会研修会」が大衡村で開催され、教育長、小野委員、大井委員が出席しました。

2月9日、「令和5年度第1回総合教育会議」が開催され、教育長及び教育委員が出席しました。終了後、第1回教育委員会臨時会を開催し、「県費負担教職員の任免等の内申」について、原案の通り可決しました。

■生涯学習課関係

2月7日、「令和5年度多賀城市青少年善行者表彰式」を市役所で開催し、個人4名の方々に表彰状を授与しました。

2月10日、生涯学習100年構想実践員会主催の「第19回ゆめ大会」が文化センターで開催され、市内小中学校の代表者が「未来のゆめ」について発表しました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

■文化財課関係

2月17日、「よみがえった古代のボードゲーム かりうちで遊ぼう」が史遊館

で開催され、12名が参加しました。

(別表) 社会教育事業等の開催状況

(令和6年2月21日現在)

○文化センター (指定管理)

| 開催日 | 内容 | 参加者数 | 会場 |
|-------|--|------|----|
| 1月21日 | 主催事業 「アンサンブル東風演奏会」 | 256名 | 市会 |
| 1月21日 | 共催事業「おもいでのうたコンサート」 | 700名 | 市会 |
| 1月25日 | 主催事業 「新BS日本のうた」 | 655名 | 市会 |
| 2月3日 | 主催事業 「ドラゴンクエストの世界すぎやまこういち交響 組曲～ドラゴンクエストV天空の花嫁～」 | 739名 | 市会 |
| 2月4日 | 主催事業 「庄司恵子&KASUMIのへらへらトーク Part9」 (中央公民館、山王地区公民館、大代地区公民館 共催事業) | 272名 | 市会 |
| 2月7日 | 主催事業「サークルマーケット」 | 276名 | 市会 |
| 2月7日 | 主催事業「ピアノで遊ぼう」 | 11名 | 市会 |
| 2月18日 | 主催事業「天空の城」多賀城創建1300年コンサ ート～ジブリソングがいっぱい～」 | 425名 | 市会 |

○中央公民館

| 開催日 | 内容 | 参加者数 | 会場 |
|-------|---|------|----|
| 1月21日 | 青少年教育講座「夢のお菓子の家づくり教室」 講師：調理師・野菜ソムリエ・宮城県防災指導員 勝又千絵 氏 | 14名 | 中公 |
| 1月27日 | 家庭教育講座「こどもを上手にほめるコツ ～イライラしない子育て～」 講師：トラストコーチングスクール認定シニアコ ーチ・マザーズコーチングスクール認定シ ニアティーチャー・ナーサリーコーチトレ ーナー 福本加代子 氏 | 10名 | 中公 |

| | | | |
|-------|--|-----|----|
| 2月10日 | 青少年教育講座「カラーイラスト教室」 講師：カラーコーディネーターイラストレーター 小関しのぶ氏 | 14名 | 中公 |
|-------|--|-----|----|

○山王地区公民館

| 開催日 | 内容 | 参加者数 | 会場 |
|-------|---|------|----|
| 2月2日 | 成人教育事業「初心者向け多賀城スマホ講習会 in 山王地区公民館」 講師：ソフトバンク株式会社専門講師 | 2名 | 山公 |
| 2月3日 | 成人教育事業「薬膳料理教室～立春の養生」 講師：本草薬膳学院仙台教室講師・おいしい薬膳 代表 岡野定玲子氏 | 16名 | 山公 |
| 2月10日 | 青少年教育事業「小学生陶芸体験」 講師：富谷宿焼くんぷう 陶芸教室 澤田聡氏 | 18名 | 山公 |
| 2月14日 | 青少年教育事業「お箏の体験教室」 講師：市芸術文化協会 お箏サークル“洋” 会員 | 1名 | 山公 |

○大代地区公民館（指定管理）

| 開催日 | 内容 | 参加者数 | 会場 |
|---------------------------|--|------|----|
| 1月20日 | 成人教育事業「メタバースツアー」（オンライン） | 1名 | 大公 |
| 1月19日、 1月21日、 2月 4日 | 地域交流事業「集いの広場」 | 14名 | 大公 |
| 1月23日、 2月 9日 | 成人教育事業「多賀城はじめてスマホ会（e-Tax の操作方法）」 | 計9名 | 大公 |
| 2月10日 | 地域交流事業「ケアブレンドカフェ」 講師：NPO法人ケアブレンドカフェ | 167名 | 大公 |
| 2月17日 | 成人教育事業「おうちでバレトン ポルドブラ」 講師：バレトンインストラクター 沼田清美氏 （中央公民館・山王地区公民館との合同事業） | 17名 | 大公 |

○市立図書館（指定管理）

| 開催日 | 内容 | 参加者数 | 会場 |
|-------|---|------|----|
| 1月19日 | 「夜活 1日の終わりにYOGA教室」 講師：ヨガインストラクター 工藤葉子氏 | 8名 | 市図 |

| | | | |
|-------|---|-----|----|
| 1月20日 | 「TAGAJO CINEMA よみがえりのレシピ」 | 5名 | 市図 |
| 1月21日 | 「おとなの読書大学 1分でうちとける雑談のルール」 講師：本のソムリエ 二本柳保氏 | 5名 | 市図 |
| 1月25日 | 「おやこが笑顔になるベビーマッサージとふれあい遊び」 講師：チャイルドケアスペシャリスト 遠藤しのぶ氏 | 8名 | 市図 |
| 1月27日 | 「TAGAJO CINEMA 0円キッチン」 | 6名 | 市図 |
| 1月27日 | 「キッズクラフト 鬼のお面を作ろう」 | 13名 | 市図 |
| 1月28日 | 「TAGAJO CINEMA もったいないキッチン」 | 11名 | 市図 |
| 1月28日 | 「暮らしによりそう花と緑のワークショップ フラワーフォトフレーム」 講師：株式会社 多賀城フラワー | 10名 | 市図 |
| 2月4日 | 「大人のワークショップ アロマワックスサシェづくり」 講師：karin 木村かおり氏 | 6名 | 市図 |
| 2月4日 | 「TAGAJO CINEMA バレンタイン一揆」 | 16名 | 市図 |
| 2月7日 | 「英語の本を楽しもう 英語多読サロン」 | 5名 | 市図 |
| 2月10日 | 「こどもスラックライン体験会」 講師：NPO法人 仙台スラックライン | 54名 | 市図 |
| 2月10日 | 「図書館探検 館長と巡る図書館ツアー」 | 1名 | 市図 |
| 2月11日 | 「大人のワークショップ ハーバリウムづくり」 講師：ラベルヴィ 横田ヨウコ氏 | 14名 | 市図 |
| 2月11日 | 「親子で一緒に 図書館探検隊！」 | 8名 | 市図 |
| 2月16日 | 「夜活 1日の終わりにYOGA教室」 講師：ヨガインストラクター 工藤葉子氏 | 5名 | 市図 |
| 2月17日 | 「あるキッズライブラリーからの脱出」 | 35名 | 市図 |
| 2月18日 | 「おとなの読書大学 気持ちが悪くなった時に心安らかくなる方法」 講師：本のソムリエ 二本柳保氏 | 4名 | 市図 |

○総合体育館（指定管理）

| 開催日 | 内容 | 参加者数 | 会場 |
|-----|----|------|----|
|-----|----|------|----|

| | | | |
|--------------------------|---|------|-----------------|
| 1月23日～ 2月15日 (計4回) | 社会体育事業「健康・スポーツ相談室」 講師：株式会社activebody | 3名 | 総体 |
| 1月28日 | 社会体育事業「おとなの朝活（ヨガ）」 | 15名 | 総体 |
| 1月28日 | 社会体育事業「おとなの朝活（トレーニング）」 | 9名 | 総体 |
| 2月12日 | 社会体育事業「ウォーキングサッカー体験会」 講師：宮城県サッカー協会 | 42名 | 総体 |
| 1月24日、 2月14日 (計2回) | 地域スポーツ指導者派遣事業 申請団体：希望サークル、笠の会 | 53名 | 市内 |
| 1月18日～ 2月15日 (計9回) | 健康長寿課委託事業「健康ストレッチ教室」 | 211名 | 山公 大公 ヘルス |

【凡例】

中公：中央公民館 山公：山王地区公民館 大公：大代地区公民館
市会：市民会館 市図：市立図書館 総体：総合体育館
ヘルス：シルバーヘルスプラザ

令和6年2月28日提出

多賀城市教育委員会
教育長 麻生川 敦

臨時代理事務報告第2号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和6年2月28日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和6年1月24日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

令和5年度多賀城市一般会計補正予算（第8号）に対する
意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

財 政 第 2 0 5 8 号

令 和 6 年 1 月 2 4 日

多賀城市教育委員会 宛て

多賀城市長 深谷 晃祐

(公 印 省 略)

令和5年度多賀城市一般会計補正予算(第8号)につ
いて(協議)

このことについて、別紙のとおり調製したので、地方教育行政の
組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見
を求めます。

担当：企画経営部財政課財政係

大山



臨時代理事務報告第3号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和6年2月28日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和6年1月24日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

令和6年度多賀城市一般会計予算に対する意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

財 政 第 2 0 9 4 号

令 和 6 年 1 月 2 4 日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 深谷 晃祐

(公 印 省 略)

令和6年度多賀城市一般会計予算について（協議）

このことについて、別紙のとおり調製したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

担当：企画経営部財政課財政係

横田



臨時代理事務報告第4号

臨時代理の報告について

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理したので、同規則第6条第4号の規定により報告する。

令和6年2月28日提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

臨時代理書

教育長に対する事務委任等規則（昭和47年多賀城市教育委員会規則第7号）第3条の規定により、次のとおり臨時に代理する。

令和6年1月29日

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について

このことについて、市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく意見を求められたことから、異議ない旨回答する。

財政第2120号
令和6年1月29日

多賀城市教育委員会 殿

多賀城市長 深谷 晃祐
(公 印 省 略)

議会の議決を経るべき事件の議案の作成に係る意見について（照会）

このことについて、下記の工事に係る工事請負変更契約の締結を令和6年第1回多賀城市議会定例会に提案したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、貴委員会の意見を求めますので回答願います。

記

1 対象工事

| 工事の名称 | 工事の場所 |
|------------------|----------------|
| 令和5年度山王小学校校舎増築工事 | 多賀城市新田字北320番地内 |

担当：財政課管財契約係 伊藤



議案第 号

工事請負変更契約の締結について

令和5年3月30日付け議案第30号及び同年9月28日付け議案第64号をもって議決を受けた令和5年度山王小学校校舎増築工事の請負契約について、下記のとおり変更契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|----------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 令和5年度山王小学校校舎増築工事 |
| 2 | 変更前契約金額 | 444,169,000円 |
| 3 | 設計変更による増額 | 28,703,400円 |
| 4 | 変更後契約金額 | 472,872,400円 |
| 5 | 契約の相手方 | 仙台市宮城野区高砂一丁目24番4号 日成ビルド工業株式会社 |

令和6年2月6日提出

多賀城市長 深谷 晃祐

工事変更概要書

1 件 名 令和5年度山王小学校校舎増築工事

2 施工場所 多賀城市新田字北320番地内

3 工事期間 令和5年4月1日から令和6年3月22日まで

4 工事等概要（増築校舎の構造等の主なもの）

(1) 校舎増築工事

校舎及び渡り廊下

ア 構造 軽量鉄骨造・鉄骨造

イ 階数 地上2階建

ウ 延べ床面積 約1,484㎡

(2) 設計業務一式

(3) 建築工事

主要室

ア 1階 普通教室6室、保健室、トイレ、玄関

イ 2階 校長室、職員室、会議室、更衣室、印刷室、放送室、
トイレ

5 変更理由

校舎増築工事に係る設計内容及び仕様の確定に伴い増額変更するもの

6 変更概要（主な変更箇所）

(1) 渡り廊下の構造変更

ア 現契約 軽量鉄骨造

イ 変更契約 鉄骨造

(2) 延べ床面積の変更

ア 現契約 約 1, 3 6 4 m²

イ 変更契約 約 1, 4 8 4 m²

(3) その他の変更

ア 防火サッシへの仕様変更

イ 1階各室外部出入口のサッシ追加

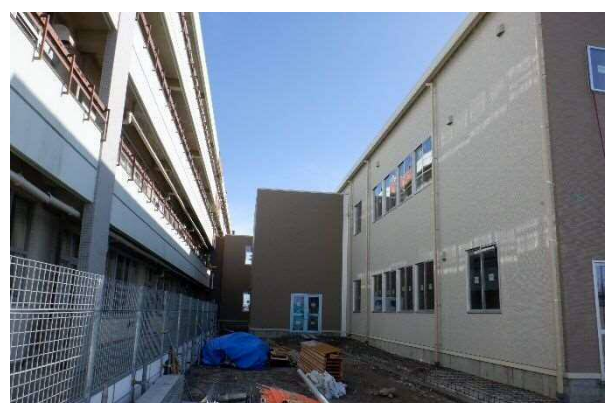
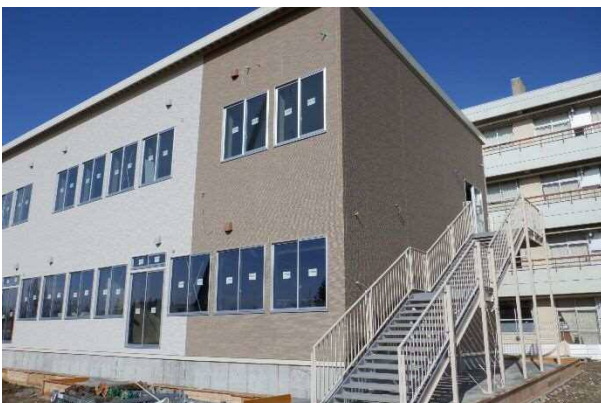
ウ 1階各室外部出入口への手すり付き階段の追加

エ 校舎外部監視カメラ配線の追加

オ スチール製ロッカーから木製ロッカーへの仕様変更

カ 校務支援システム、G I G Aスクール用配線の仕様変更等

7 現況写真（令和6年1月24日時点）



議案第 3 号

多賀城市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する
規則について

多賀城市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を次の
とおり制定するものとする。

令和 6 年 2 月 2 8 日 提出

多賀城市教育委員会

教育長 麻生川 敦

多賀城市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する

規則

多賀城市立学校の通学区域に関する規則（昭和51年多賀城市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のとおり加える。

（委任）

第3条 この規則に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

| 名称 | 位置 | 通学区域 |
|------------------|----------------|--|
| 多賀城市立多賀城 小学校 | 多賀城市伝上山一 丁目 | 東田中二丁目（1番から10番まで、13番から28番まで及び38番の一部）、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、留ヶ谷一丁目、留ヶ谷二丁目、留ヶ谷三丁目、伝上山一丁目、伝上山二丁目、伝上山三丁目、伝上山四丁目、下馬一丁目、下馬二丁目、下馬五丁目（1番から3番まで）、八幡三丁目（2番から6番まで、7番の一部及び8番の一部）、八幡四丁目（3番から8番まで）、桜木一丁目、桜木三丁目 |
| 多賀城市立多賀城 東小学校 | 多賀城市笠神五丁 目 | 丸山二丁目、笠神一丁目（4番から21番まで）、笠神二丁目（1番から10 |

| | | |
|------------|------------|---|
| | | 番まで及び17番)、笠神三丁目、笠神四丁目、笠神五丁目、大代一丁目、大代二丁目、大代三丁目、大代四丁目、大代五丁目、大代六丁目 |
| 多賀城市立山王小学校 | 多賀城市新田字北 | 大字新田、高橋一丁目、高橋二丁目、大字山王、大字南宮、大字岩切 |
| 多賀城市立天真小学校 | 多賀城市鶴ヶ谷二丁目 | 鶴ヶ谷一丁目、鶴ヶ谷二丁目、鶴ヶ谷三丁目、丸山一丁目、下馬三丁目、下馬四丁目、下馬五丁目(4番から16番まで)、笠神一丁目(1番から3番まで)、笠神二丁目(11番から16番まで)、桜木二丁目、栄一丁目、栄二丁目、栄三丁目、栄四丁目 |
| 多賀城市立城南小学校 | 多賀城市城南一丁目 | 大字市川、大字浮島、浮島一丁目、浮島二丁目、大字高崎、高崎一丁目、高崎二丁目、高崎三丁目、城南一丁目、城南二丁目、大字東田中、東田中一丁目、東田中二丁目(11番、12番、29番から37番まで、38番の一部及び39番) |

| | | |
|---------------|------------|--|
| 多賀城市立多賀城八幡小学校 | 多賀城市八幡字六貫田 | 大字高橋、高橋三丁目、高橋四丁目、高橋五丁目、東田中二丁目（40番）、明月一丁目、明月二丁目、宮内一丁目、宮内二丁目、大字八幡、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目（1番、7番の一部、8番の一部及び9番から16番まで）、八幡四丁目（1番及び2番）、町前一丁目、町前二丁目、町前三丁目、町前四丁目 |
|---------------|------------|--|

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

| 名称 | 位置 | 通学区域 |
|-------------|------------|--|
| 多賀城市立多賀城中学校 | 多賀城市鶴ヶ谷一丁目 | 中央二丁目（1番から13番まで）、中央三丁目、留ヶ谷三丁目、伝上山一丁目、伝上山二丁目、伝上山三丁目、伝上山四丁目、鶴ヶ谷一丁目、鶴ヶ谷二丁目、鶴ヶ谷三丁目、丸山一丁目、下馬一丁目、下馬二丁目、下馬三丁目、下馬四丁目、下馬五丁目、笠神一丁目（1番から3番まで）、笠神二丁目（11番 |

| | | |
|------------|-----------|---|
| | | から16番まで)、桜木一丁目、桜木二丁目、桜木三丁目、栄一丁目、栄二丁目、栄三丁目、栄四丁目、明月一丁目、明月二丁目、宮内一丁目、宮内二丁目、八幡三丁目(2番から6番まで、7番の一部及び8番の一部)、八幡四丁目(3番から8番まで) |
| 多賀城市立第二中学校 | 多賀城市南宮字八幡 | 大字新田、高橋一丁目、高橋二丁目、大字山王、大字南宮、大字岩切、大字市川(字多賀前及び字鴻の池を除く。)、大字浮島、浮島一丁目、浮島二丁目 |
| 多賀城市立東豊中学校 | 多賀城市笠神五丁目 | 丸山二丁目、笠神一丁目(4番から21番まで)、笠神二丁目(1番から10番まで及び17番)、笠神三丁目、笠神四丁目、笠神五丁目、大代一丁目、大代二丁目、大代三丁目、大代四丁目、大代五丁目、大代六丁目 |
| 多賀城市立高崎中学校 | 多賀城市高崎二丁目 | 大字高橋、高橋三丁目、高橋四丁目、高橋五丁目、大字市川(字多賀前及び字鴻の池)、大字高崎、高崎一 |

| | | |
|--|--|--|
| | | 丁目、高崎二丁目、高崎三丁目、城南一丁目、城南二丁目、大字東田中、東田中一丁目、東田中二丁目、中央一丁目、中央二丁目（14番から28番まで）、留ヶ谷一丁目、留ヶ谷二丁目、大字八幡、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目（1番、7番の一部、8番の一部及び9番から16番まで）、八幡四丁目（1番及び2番）、町前一丁目、町前二丁目、町前三丁目、町前四丁目 |
|--|--|--|

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（適用関係）

- 2 この規則による改正後の多賀城市立学校の通学区域に関する規則（以下「新規則」という。）別表第1中、多賀城市立山王小学校及び多賀城市立多賀城八幡小学校に関する規定は、令和7年4月1日以降に入学する児童について適用し、同日前に入学する児童については、なお従前の例による。
- 3 新規則別表第2中、多賀城市立第二中学校及び多賀城市立高崎中学校に関する規定は、令和13年4月1日以降に入学する生徒について適用し、同日前に入学する生徒については、なお従前の例による。
- 4 前2項に定めるもののほか、新規則の適用に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

多賀城市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について

1 規則改正の趣旨

多賀城市通学区域適正化事業において、西部地区の児童数増加に対応するため、令和 3 年度から令和 5 年度にかけて通学区域の適正化に係る検討を行ってきたところ、今般、山王小学校等に係る通学区域の変更についてとりまとめ、通学区域の変更を行うこととなった。

ついては、多賀城市立学校の通学区域に関する規則（昭和 5 1 年多賀城市教育委員会規則第 5 号）の改正を行うもの

2 改正の内容

(1) 第 3 条（委任）

「この規則に関し必要な事項は、教育長が定める。」を加える。

(2) 別表第 1（第 2 条関係）

別紙のとおり表を改める。

主な変更内容は次のとおり

ア 別表第 1 のうち多賀城市立山王小学校

同表中通学区域のうち、「高橋三丁目、高橋四丁目、高橋五丁目」を削除する。

同表中通学区域のうち「新田」「山王」「南宮」「岩切」を「大字新田」「大字山王」「大字南宮」「大字岩切」とする。

イ 別表第 1 のうち多賀城市立城南小学校

同表中通学区域のうち「市川」「浮島」「高崎」「東田中」を「大字市川」「大字浮島」「大字高崎」「大字東田中」とする。

ウ 別表第 1 のうち多賀城市立多賀城八幡小学校

同表中通学区域に「大字高橋、高橋三丁目、高橋四丁目、高橋五丁目」を加える。

同表中通学区域のうち、「八幡」を「大字八幡」とする。

(3) 別表第 2（第 2 条関係）

別紙のとおり表を改める。

主な変更内容は次のとおり

ア 別表第 2 のうち多賀城市立第二中学校

同表中通学区域のうち、「高橋三丁目、高橋四丁目、高橋五丁目」を削除する。

同表中通学区域のうち、「新田」「山王」「南宮」「岩切」「市川」「浮島」を「大字新田」「大字山王」「大字南宮」「大字岩切」「大字市川」「大字浮島」とする。

イ 別表第 2 のうち多賀城市立高崎中学校

同表中通学区域のうち、「大字高橋、高橋三丁目、高橋四丁目、高橋五丁目」を加える。

同表中通学区域のうち、「市川」「東田中」「八幡」を「大字市川」「大字東田中」「大字八幡」とする。

3 施行期日

令和6年4月1日

4 適用関係

- (1) この規則による改正後の多賀城市立学校の通学区域に関する規則（以下「新規則」という。）別表第1中、多賀城市立山王小学校及び多賀城市立多賀城八幡小学校に関する規定は、令和7年4月1日以降に入学する児童について適用し、同日前に入学する児童については、なお従前の例による。
- (2) 新規則別表第2中、多賀城市立第二中学校及び多賀城市立高崎中学校に関する規定は、令和13年4月1日以降に入学する生徒について適用し、同日前に入学する生徒については、なお従前の例による。
- (3) 前2項に定めるもののほか、新規則の適用に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

(新)

別表第1 (第2条関係)

| 名称 | 位置 | 通学区域 |
|---------------------|-------------------|---|
| <u>多賀城市立多賀城小学校</u> | <u>多賀城市伝上山一丁目</u> | <u>東田中二丁目（1番から10番まで、13番から28番まで及び38番の一部）、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、留ヶ谷一丁目、留ヶ谷二丁目、留ヶ谷三丁目、伝上山一丁目、伝上山二丁目、伝上山三丁目、伝上山四丁目、下馬一丁目、下馬二丁目、下馬五丁目（1番から3番まで）、八幡三丁目（2番から6番まで、7番の一部及び8番の一部）、八幡四丁目（3番から8番まで）、桜木一丁目、桜木三丁目</u> |
| <u>多賀城市立多賀城東小学校</u> | <u>多賀城市笠神五丁目</u> | <u>丸山二丁目、笠神一丁目（4番から21番まで）、笠神二丁目（1番から10番まで及び17番）、笠神三丁目、笠神四丁目、笠神五丁目、大代一丁目、大代二丁目、大代三丁目、大代四丁目、大代五丁目、大代六丁目</u> |
| <u>多賀城市立山王小学校</u> | <u>多賀城市新田字北</u> | <u>大字新田、高橋一丁目、高橋二丁目、大字山王、大字南宮、大字岩切</u> |
| <u>多賀城市立天真小学校</u> | <u>多賀城市鶴ヶ谷二丁目</u> | <u>鶴ヶ谷一丁目、鶴ヶ谷二丁目、鶴ヶ谷三丁目、丸山一丁目、下馬三丁目、下馬四丁目、下馬五丁目（4番から16番まで）、笠神一丁目（1番から3番まで）、笠神二丁目（11番から16番まで）、桜木二丁目、栄一丁目、栄二丁目、栄三</u> |

(旧)

別表第1 (第2条関係)

| 名称 | 位置 | 通学区域 |
|---------------------|-------------------|---|
| <u>多賀城市立多賀城小学校</u> | <u>多賀城市伝上山一丁目</u> | <u>東田中二丁目（1番から10番まで、13番から28番まで及び38番の一部）、中央一丁目、中央二丁目、中央三丁目、留ヶ谷一丁目、留ヶ谷二丁目、留ヶ谷三丁目、伝上山一丁目、伝上山二丁目、伝上山三丁目、伝上山四丁目、下馬一丁目、下馬二丁目、下馬五丁目（1番から3番まで）、八幡三丁目（2番から6番まで、7番の一部及び8番の一部）、八幡四丁目（3番から8番まで）、桜木一丁目、桜木三丁目</u> |
| <u>多賀城市立多賀城東小学校</u> | <u>多賀城市笠神五丁目</u> | <u>丸山二丁目、笠神一丁目（4番から21番まで）、笠神二丁目（1番から10番まで及び17番）、笠神三丁目、笠神四丁目、笠神五丁目、大代一丁目、大代二丁目、大代三丁目、大代四丁目、大代五丁目、大代六丁目</u> |
| <u>多賀城市立山王小学校</u> | <u>多賀城市新田字北</u> | <u>新田、高橋一丁目、高橋二丁目、高橋三丁目、高橋四丁目、高橋五丁目、山王、南宮、岩切</u> |
| <u>多賀城市立天真小学校</u> | <u>多賀城市鶴ヶ谷二丁目</u> | <u>鶴ヶ谷一丁目、鶴ヶ谷二丁目、鶴ヶ谷三丁目、丸山一丁目、下馬三丁目、下馬四丁目、下馬五丁目（4番から16番まで）、笠神一丁目（1番から3番まで）、笠神二丁目（11番から16番まで）、</u> |

| | | |
|----------------------|-------------------|---|
| | | <u>丁目、栄四丁目</u> |
| <u>多賀城市立城南小学校</u> | <u>多賀城市城南一丁目</u> | <u>大字市川、大字浮島、浮島一丁目、浮島二丁目、大字高崎、高崎一丁目、高崎二丁目、高崎三丁目、城南一丁目、城南二丁目、大字東田中、東田中一丁目、東田中二丁目（11番、12番、29番から37番まで、38番の一部及び39番）</u> |
| <u>多賀城市立多賀城八幡小学校</u> | <u>多賀城市八幡字六貫田</u> | <u>大字高橋、高橋三丁目、高橋四丁目、高橋五丁目、東田中二丁目（40番）、明月一丁目、明月二丁目、宮内一丁目、宮内二丁目、大字八幡、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目（1番、7番の一部、8番の一部及び9番から16番まで）、八幡四丁目（1番及び2番）、町前一丁目、町前二丁目、町前三丁目、町前四丁目</u> |

別表第2（第2条関係）

| 名称 | 位置 | 通学区域 |
|--------------------|-------------------|---|
| <u>多賀城市立多賀城中学校</u> | <u>多賀城市鶴ヶ谷一丁目</u> | <u>中央二丁目（1番から13番まで）、中央三丁目、留ヶ谷三丁目、伝上山一丁目、伝上山二丁目、伝上山三丁目、伝上山四丁目、鶴ヶ谷一丁目、鶴ヶ谷二丁目、鶴ヶ谷三丁目、丸山一丁目、下馬一丁目、下馬二丁目、下馬三丁目、下馬四丁目、下馬五丁目、笠神一丁目（1番から3番まで）、笠神二丁目（11番から16番まで）、桜木一丁目、桜木二丁目、桜木三丁目、栄一丁目、栄二丁目、栄三丁目、</u> |

| | | |
|----------------------|-------------------|--|
| | | <u>桜木二丁目、栄一丁目、栄二丁目、栄三丁目、栄四丁目</u> |
| <u>多賀城市立城南小学校</u> | <u>多賀城市城南一丁目</u> | <u>市川、浮島、浮島一丁目、浮島二丁目、高崎、高崎一丁目、高崎二丁目、高崎三丁目、城南一丁目、城南二丁目、東田中、東田中一丁目、東田中二丁目（11番、12番、29番から37番まで、38番の一部及び39番）</u> |
| <u>多賀城市立多賀城八幡小学校</u> | <u>多賀城市八幡字六貫田</u> | <u>東田中二丁目（40番）、明月一丁目、明月二丁目、宮内一丁目、宮内二丁目、八幡、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目（1番、7番の一部、8番の一部及び9番から16番まで）、八幡四丁目（1番及び2番）、町前一丁目、町前二丁目、町前三丁目、町前四丁目</u> |

別表第2（第2条関係）

| 名称 | 位置 | 通学区域 |
|--------------------|-------------------|---|
| <u>多賀城市立多賀城中学校</u> | <u>多賀城市鶴ヶ谷一丁目</u> | <u>中央二丁目（1番から13番まで）、中央三丁目、留ヶ谷三丁目、伝上山一丁目、伝上山二丁目、伝上山三丁目、伝上山四丁目、鶴ヶ谷一丁目、鶴ヶ谷二丁目、鶴ヶ谷三丁目、丸山一丁目、下馬一丁目、下馬二丁目、下馬三丁目、下馬四丁目、下馬五丁目、笠神一丁目（1番から3番まで）、笠神二丁目（11番から16番まで）、桜木一丁目、桜木二丁目、桜木三丁目、栄一丁目、栄二丁目、栄三丁目、栄四丁目、明月一丁目、明月二丁目、宮</u> |

| | | |
|-------------------|------------------|---|
| | | <u>栄四丁目、明月一丁目、明月二丁目、宮内一丁目、宮内二丁目、八幡三丁目（2番から6番まで、7番の一部及び8番の一部）、八幡四丁目（3番から8番まで）</u> |
| <u>多賀城市立第二中学校</u> | <u>多賀城市南宮字八幡</u> | <u>大字新田、高橋一丁目、高橋二丁目、大字山王、大字南宮、大字岩切、大字市川（字多賀前及び字鴻の池を除く。）、大字浮島、浮島一丁目、浮島二丁目</u> |
| <u>多賀城市立東豊中学校</u> | <u>多賀城市笠神五丁目</u> | <u>丸山二丁目、笠神一丁目（4番から21番まで）、笠神二丁目（1番から10番まで及び17番）、笠神三丁目、笠神四丁目、笠神五丁目、大代一丁目、大代二丁目、大代三丁目、大代四丁目、大代五丁目、大代六丁目</u> |
| <u>多賀城市立高崎中学校</u> | <u>多賀城市高崎二丁目</u> | <u>大字高橋、高橋三丁目、高橋四丁目、高橋五丁目、大字市川（字多賀前及び字鴻の池）、大字高崎、高崎一丁目、高崎二丁目、高崎三丁目、城南一丁目、城南二丁目、大字東田中、東田中一丁目、東田中二丁目、中央一丁目、中央二丁目（14番から28番まで）、留ヶ谷一丁目、留ヶ谷二丁目、大字八幡、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目（1番、7番の一部、8番の一部及び9番から16番まで）、八幡四丁目（1番及び2番）、町前一丁目、町前二丁目、町前三丁目、町前四丁目</u> |

| | | |
|-------------------|------------------|--|
| | | <u>内一丁目、宮内二丁目、八幡三丁目（2番から6番まで、7番の一部及び8番の一部）、八幡四丁目（3番から8番まで）</u> |
| <u>多賀城市立第二中学校</u> | <u>多賀城市南宮字八幡</u> | <u>新田、高橋一丁目、高橋二丁目、高橋三丁目、高橋四丁目、高橋五丁目、山王、南宮、岩切、市川(字多賀前及び字鴻の池を除く。)、浮島、浮島一丁目、浮島二丁目</u> |
| <u>多賀城市立東豊中学校</u> | <u>多賀城市笠神五丁目</u> | <u>丸山二丁目、笠神一丁目（4番から21番まで）、笠神二丁目（1番から10番まで及び17番）、笠神三丁目、笠神四丁目、笠神五丁目、大代一丁目、大代二丁目、大代三丁目、大代四丁目、大代五丁目、大代六丁目</u> |
| <u>多賀城市立高崎中学校</u> | <u>多賀城市高崎二丁目</u> | <u>市川(字多賀前及び字鴻の池)、高崎、高崎一丁目、高崎二丁目、高崎三丁目、城南一丁目、城南二丁目、東田中、東田中一丁目、東田中二丁目、中央一丁目、中央二丁目(14番から28番まで)、留ヶ谷一丁目、留ヶ谷二丁目、八幡、八幡一丁目、八幡二丁目、八幡三丁目(1番、7番の一部、8番の一部及び9番から16番まで)、八幡四丁目(1番及び2番)、町前一丁目、町前二丁目、町前三丁目、町前四丁目</u> |